

ご存じですか？新型コロナウイルス 感染症に関わるこんな制度 2020/4/08 現在

*各市町村によって制度が異なります。所得・世帯など制度の条件が異なります。詳細は、お住まいの市町村等にお問い合わせください

私たちは、京都府内の医療や介護・保育・障害・福祉・子ども・女性・高齢者・労働組合・業者・法律家など37団体・22の地域で構成する京都社会保障推進協議会（京都社保協）です。

昨日、安倍首相は、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言を発令しましたが、自粛をいうなら補償制度を整備すべきです。また、現場でまだ不足しているマスクなどの持続的供給体制の整備や医療・介護・保育・学童保育・障害者福祉などに関わる職員が疲弊している状況に対して、国としての人員確保と財政保障を行うべきです。

政府の対策は、子どもや高齢者、フリーターや中小業者など、市民の生活と雇用を守るための施策が不十分であり、「自粛と補償はセット」で行うべきです。引き続き、政策・制度の充実は求めていきますが、今ある制度は大いに活用すべきだと思います。様々な団体や市町村も使える制度の紹介をしています。このリーフも参考にして、制度の活用をご検討ください。あわせて、私たちの運動へのご支援をお願いします。

〇くらし

- ・生活としごとの相談窓口を設置している市町村があります。
- ・市税・保険料の減免猶予制度、上下水道の納付が困難な場合に猶予などがあります。
- ・確定申告は4月16日まで延長されています。
- ・運転免許証の更新手続き期間の延長がされています。
- ・厚生年金保険料の納付猶予・差し押さえの猶予などが可能です。
- ・携帯電話料金支払期間を5月末まで延期（各携帯電話会社にご相談ください）

・社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度：最大80万円（緊急小口20万円+総合支援資金）無利子・補償金なしで貸し付け（場合により免除）*各市町村または各社会福祉協議会にご相談ください



・個人向け緊急貸付制度を利用している方は、電気・ガス料金の支払い猶予が可能です。

・市営住宅などの家賃の減額・徴収猶予をしている市町村があります。

〇医療や介護・障害

- ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、医師の判断の上で、慢性疾患の患者が電話・ファックスなどで薬の処方箋を出すことができます。
- ・新型コロナウイルス感染症に関わるPCR検査料（年齢などにより、5,850円から1,500円）。診察入院代などの自己負担は指定感染症として軽減されます。
- ・国民健康保険税、介護保険、後期高齢者医療制度の保険料（税）の徴収猶予が可能です。
- ・国保の資格証明書交付世帯の方は、新型コロナウイルス感染症の受診場合は通常の保険証と同様の負担で受診できます。
- ・国保や介護の加入脱退、住所変更など、届け出が遅れても柔軟に対応できます。
- ・国保の保険料減免、徴収猶予制度があります。
- ・協会けんぽの傷病手当金支給は医師の診断書が不要な場合もあります。
- ・セーフティネット保障（融資）の対象業種に老人福祉・介護関連も対象となりました。
- ・在宅高齢者の配食サービスを行っている市町村があります。
- ・特別支援学校の休校に伴う放課後デイサービスへの財政支援制度があります。

されます。*8:30 から 17:15 (土日祝日除く) 075-241-3212/075-462-5111

○こども

- ・働きながら子育てする保護者のための労働相談窓口：京都府労働相談所 0120-786-604
- ・保育所保育料の減免、小中学校の就学援助制度があります。
- ・放課後児童クラブ決定の審査期間が短縮されます。
- ・午前中から学童を開く場合、一日あたり 12,000 円を補助。新たに学童保育を開く場合には一日あたり 36,000 円を支給されます。
- ・学校給食の休止による費用が返還されます。
- ・小学校、中学校等の一斉臨時休業により、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品をフードバンクと調整の上、福祉施設・子ども食堂等に直接寄附する際に必要となる輸配送費が支援されます。

○雇用と営業

- ・雇用調整助成金：経営悪化の事業所で従業員を解雇せずに雇用を維持した場合に賃金・休業手当の一部が助成されます。*助成金センターにご相談ください 075-241-3269
- ・時間外労働等助成金：新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援する制度です：補助率 1 / 2・上限 100 万円
- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金：2月27日から3月31日までの間に、小学校などの臨時休業に伴う保護者に有給休暇を取得させた事業主に対する助成金（日額 8,830 円上限）が支給されます。フリーランスなどが休業した場合、2月27日から3月31日までの間一日あたり 4,100 円支給。詳しくは、コールセンター 0120-60-3999
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による「特別労働相談窓口」が開設

- ・新型コロナウイルス対応緊急資金等特別支援事業：中小企業者にたいする融資の利子補給制度があります。
- ・中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金：中小企業、農林水産業者などが行う影響拡大を防ぐ取り組みに補助：被害を受けた事業者が営業を継続させるために行う取り組みを支援（小規模事業者・農林水産業者：2/3 上限 20 万円、中小企業：2/1 上限 30 万円） *京都府中小企業総合支援課：075-366-4357
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う観光事業者等緊急支援助成金：会の会員で新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業縮小等を余儀なくされた観光事業者等に助成（上限 2/3 一事業者 20 万円。助成率変動あり） *京都市観光協会 075-213-0071
- ・セーフティネット、危機関連保障：新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した場合、中小企業や小規模事業者を救済するために融資を行う制度
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸し付け：日本政策金融公庫による新設制度。3,000 万円までの一律金利の貸し付け制度
*そのほか、商工中金による特別貸し付け、マル経融資別枠、地方税猶予制度などがあります。

○その他、さまざま制度があります。もよりの市町村などに問い合わせましょう。

社会保障の充実めざす・京都社会保障推進協議会

京都社保協

〒6048854 京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都 6F 京都医労連内
tel : 075-801-2526 / fax : 075-811-6170 / mail : shahokyo@labor.or.jp